



様式第16号(第12条関係)

平成26年4月25日

三豊市長 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬568番地2
	団体の名称	まちづくり推進隊三野
	代表者氏名	理事長 長尾 眷三
	電話番号	0875-73-6228



### 地域内分権推進交付金実績報告書

平成25年4月15日付け三政田第23号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

#### 記

- 1 実績報告額 10,593,306円
  
- 2 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 決算監査報告書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 財産目録
  - (5) 収支決算書
  - (6) 全役員名簿
  - (7) 事業年度末の定款又は規約
  - (8) その他市長が必要と認める書類

平成 25 年度 まちづくり推進隊三野 事業報告書  
 (平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊三野

1 事業の成果

市から移譲を受けた事務業務については、大きな混乱はなく、従来の窓口サービスや公共サービスを著しく低下させることなく執行できた。

自主事業については、4つの部会を立ち上げ、それぞれの部会で活動を開始した。

また、まちづくり推進隊に対する理解と協力を得るために、広報誌の発行・ホームページの開設など広報活動を実施した。

2 個別事業報告書

(1) 自主事業

産業活力部

事業名	三野ふれあい産直市再開支援			
事業内容	中断していた三野ふれあい産直市が再開するにあたり、傷んでいた設備の交換・修繕を支援した。			
実施日時	平成25年5月～			
実施場所	三野ふれあい産直市			
受益者	三野ふれあい産直市会員、近郊住民	従事人数	役員・事務局	
決算額	収入決算額	206,277 円	支出決算額	206,277 円
	内訳 受取補助金(交付金)	206,277 円	内訳 通信運搬費	5,360 円
			消耗品費	200,917 円

事業名	希少糖講演会			
事業内容	希少糖の第一人者である香川大学の何森健特任教授を招き、講演会を開催した。			
実施日時	平成26年1月17日(金)			
実施場所	三野町社会福祉センター			
受益者	参加者	参加者	111名	
決算額	収入決算額	23,240 円	支出決算額	23,240 円
	内訳 受取補助金(交付金)	23,240 円	内訳 諸謝金	23,240 円

事業名	三野町小学校・中学校卒業生へズイナの苗贈呈			
事業内容	夢の糖と呼ばれるズイナの苗を小学校・中学校卒業生に贈呈した。			
実施日時	平成26年2月18日、3月14日、17日、18日			
実施場所	小学校・中学校			
受益者	小学生・中学生	従事人数	役員・事務局	
決算額	収入決算額	68,684 円	支出決算額	68,684 円
	内訳 受取補助金(交付金)	68,684 円	内訳 消耗品費	45,200 円
			諸謝金	23,484 円

事業名	三野町小学校・中学校へ米のとぎ汁EM発酵液配付			
事業内容	「米のとぎ汁EM発酵液」を、プールやトイレの清掃に役立ててもらうため三野町の小学校・中学校に配付した。			
実施日時	平成26年3月			
実施場所	各小学校・中学校			
受益者	小学校・中学校	従事人数	役員・事務局	
決算額	収入決算額	40,000 円	支出決算額	40,000 円
	内訳 受取補助金(交付金)	40,000 円	内訳 消耗品費	40,000 円

#### 環境・文化部

事業名	山なみ芸術祭 三豊市三野町エリア「手と目の力」			
事業内容	瀬戸内国際芸術祭と連動した、かがわ・山なみ芸術祭が開催され、三野町では“TSU-KU-RU”フェスティバルみとよ2013を開催した。 2日間で約8千人の来場者があった。			
実施日時	平成25年4月20日(土)・21日(日)			
実施場所	宗吉瓦窯跡史跡公園			
受益者	来場者約8,000人(2日間)	従事人数	約50名	
決算額	収入決算額	544,580 円	支出決算額	544,580 円
	内訳 受取補助金(交付金)	544,580 円	内訳 通信運搬費	8,660 円
			消耗品費	34,765 円
			支払手数料	1,155 円
			支払助成金	500,000 円

事業名	みのふれあい祭り			
事業内容	三野町公民館と「みのふれあい祭り」を共催し、スタンプラリーを通じて子どもを中心とする賑わいを創出した。			
実施日時	平成25年7月15日(日)			
実施場所	下高瀬小学校グラウンド			
受益者	来場者約800人	従事人数	役員・事務局	
決算額	収入決算額	50,000円	支出決算額	50,000円
	内訳 受取補助金(交付金)	50,000円	内訳 消耗品費	50,000円

事業名	予讃線(多度津観音寺間)開通100周年記念コンサート in 津嶋ノ宮			
事業内容	予讃線(多度津駅~観音寺駅間)開通100周年を記念して、沿線の津島ノ宮駅隣接の津嶋神社境内において、記念イベントが開催された。共催した三豊市産業政策課へのサポートを行った。津嶋神社・大見分館・まちづくり推進隊三野で餅つきをし、来場者にふるまった。			
実施日時	平成25年12月22日(日)			
実施場所	津嶋神社境内			
受益者	イベント来場者	従事人数	約40名	
決算額	収入決算額	28,601円	支出決算額	28,601円
	内訳 受取補助金(JR)	20,000円	内訳 消耗品費	26,249円
	内訳 受取補助金 (産業政策課) 6,000円		会議費	2,352円
	内訳 受取補助金(交付金)	2,601円		

事業名	里山整備推進事業			
事業内容	自然とふれあいながら健康増進を図ることができる魅力的な里山をつくるため、里山整備推進事業に取り組んだ。町内ではボランティア活動で里山を整備する8団体が組織され、とんぎり山・北村山・真山の3か所に登山道の案内板を設置するとともに、里山整備活動を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町内			
受益者	三野町民	従事人数	約70名	
決算額	収入決算額	578,587円	支出決算額	578,587円
	内訳 受取補助金(交付金)	578,587円	内訳 会議費	7,056円
			通信運搬費	160円
			消耗品費	445,068円
			保険料	26,303円
			構築物(看板)	100,000円

生活改善部

事業名	みの生活カレンダー			
事業内容	三野町内の小学校・幼稚園・保育所・公民館・各種団体の1か月の情報を一元化し、カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に配付した。			
実施日時	通年			
実施場所	まちづくり推進隊三野事務局			
受益者	三野町民	従事人数	事務局他	
決算額	収入決算額	0円	支出決算額	0円

事業名	高齢化先進地の福祉施策についての研修			
事業内容	民生委員・社会福祉協議会・まちづくり推進隊三野で高齢化先進地である徳島県神山町・上勝町の福祉施策を視察研修した。			
実施日時	平成25年6月28日(金)			
実施場所	徳島県神山町・上勝町			
受益者	研修参加者	参加者	27名	
決算額	収入決算額	58,250円	支出決算額	58,250円
	内訳 受取補助金(交付金)	58,250円	内訳 賃借料	58,250円

事業名	お助け隊			
事業内容	高齢化・核家族化などにより生活弱者が増えている。生活弱者の相談窓口をまちづくり推進隊三野事務局に設置し、相談連絡体制を整えるべく[お助け隊]設立に向けて準備・打合せを行った。 次年度からの本格実施に向けて、ユニフォーム(ベスト[4,250円×50]・帽子[1,400円×50])・作業手袋・剪定鋏・電動ドライバー[29,800円]・掃除機[13,800円]・脚立[15,900円]等を購入した。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町内			
受益者	高齢者等	従事人数	役員・事務局他	
決算額	収入決算額	484,949円	支出決算額	484,949円
	内訳 受取補助金(交付金)	484,949円	内訳 通信運搬費	1,520円
			消耗品費	482,799円
			支払手数料	630円

事業名	大坊市協賛「木のおもちゃであそぼう」			
事業内容	木のおもちゃで親子や仲間のコミュニケーション及び創造力を涵養することを目的とし、香川県みどり整備課より木のおもちゃを借用し、大坊市の共催事業として行った。同時に、屋台も開店した。			
実施日時	平成25年11月23日(土)・24日(日)			
実施場所	三野町文化センター			
受益者	来場者	従事人数	10名	
決算額	収入決算額	13,418円	支出決算額	13,418円
	内訳 受取補助金(交付金)	13,418円	内訳 消耗品費	13,418円

事業名	緊急用呼子笛の配付			
事業内容	南海大地震の発生確率が高くなり、防災施策が必須となっている。非常笛が被災者救出に効果的であることから、一人暮らし及び高齢者夫婦家庭に配付した。(単価126円×400個)			
実施日時	平成25年12月～平成26年3月			
実施場所	三野町内			
受益者	一人暮らし及び高齢者夫婦家庭	従事人数	民生委員他	
決算額	収入決算額	50,400円	支出決算額	50,400円
	内訳 受取補助金(交付金)	50,400円	内訳 消耗品費	50,400円

#### 健康・福祉部

事業名	郷土料理講習会、男性クッキング教室			
事業内容	地域の食材と郷土料理の良さを再確認し、高齢者の持つ経験と技を活用して、伝統野菜や郷土料理・おふくろの味を伝承・発展させていくため講習会を開催した。			
実施日時	平成25年9月13日(金)、12月2日(金)			
実施場所	三野町保健センター			
受益者	講習会参加者	参加者	24名	
決算額	収入決算額	24,759円	支出決算額	24,759円
	内訳 受取補助金(交付金)	24,759円	内訳 通信運搬費	6,080円
			消耗品費	2,735円
			研修費	15,944円

事業名	すこやか健康づくり			
事業内容	誰もが健康で生きがいのある生活をめざして、ラジオ体操の推進に取り組んだ。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町内			
受益者	参加者	従事人数	役員・事務局	
決算額	収入決算額	68,928 円	支出決算額	68,928 円
	内訳 受取補助金(交付金)	68,928 円	内訳 会議費	1,400 円
			通信運搬費	4,800 円
			消耗品費(ラジオ)	62,098 円
			支払手数料	630 円

事業名	ノルディックウォーキング初心者体験教室			
事業内容	通常のウォーキングと比較して2, 3割増の運動・ダイエット効果のあるノルディックウォーキングに取り組んだ。			
実施日時	平成26年3月8日(土)			
実施場所	下高瀬小学校運動場			
受益者	参加者	参加者	30名	
決算額	収入決算額	190,125 円	支出決算額	190,125 円
	内訳 受取補助金(交付金)	190,125 円	内訳 諸謝金	21,600 円
			消耗品費	168,000 円
			(ウォーキング用ポール@8,400×20セット)	
		支払手数料	525 円	

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局			
事業内容	自治会連合会に関する事務(総会、役員会) 自治会からの要望事項に関する相談業務 広報みとよの配付手配 自治会連合会三野支部(別会計)として事業を実施した。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町全域			
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局	
決算額	収入決算額	500,000 円	支出決算額	500,000 円
	内訳 受取補助金(交付金)	500,000 円	内訳 支払助成金	500,000 円
			(@5,000×100自治会)	

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会に関する事務 ごみ集積所補助事業 2件 環境美化の日 (6/2、10/20)、視察研修 (9/27) 三野町を美しくする運動 (2/2) 地区衛生組織連合会三野支部 (別会計) として事業を実施した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額 0円	支出決算額	0円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分した。 通帳管理・会計処理・役員会を年1回開催する。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行う。) 三野町イベント推進協議会 (別会計) として事業を実施した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額 0円	支出決算額	0円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕		
事業内容	社会福祉センター・文化センター・はつらつセンター・ふれあいセンターの 消耗品補充及び軽微な修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	それぞれの公共施設		
受益者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	280,739円	支出決算額 280,739円
	内訳 受取補助金(交付金) 280,739円		内訳 通信運搬費 12,640円
			消耗品費 71,308円
			修繕費 193,536円
			支払手数料 3,255円



事業名	防犯灯管理			
事業内容	既存防犯灯の管理を行う。修繕 145 件			
実施日時	通年			
実施場所	三野町全域			
対象者	三野町民	従事人数	事務局	
決算額	収入決算額	738,740 円	支出決算額	738,740 円
	内訳 受取補助金(交付金)	738,740 円	内訳 通信運搬費	160 円
			修繕費	732,385 円
			支払手数料	6,195 円

事業名	交通安全			
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。(4/10、7/5、9/30)			
実施日時	通年			
実施場所	三野町全域			
対象者	三野町民	従事人数	事務局他	
決算額	収入決算額	12,348 円	支出決算額	12,348 円
	内訳 受取補助金(交付金)	12,348 円	内訳 食糧費	12,348 円

### 3 総会、理事会等の開催状況

会議名	理事会
開催日時	平成25年4月3日(水) 19時~21時50分
出席状況	12名(理事10名、監事2名)
審議及び議事内容	平成25年度まちづくり推進隊三野 通常総会について 4月・5月の行事予定について

会議名	通常総会
開催日時	平成25年4月10日(水) 19時~20時27分
出席状況	51名、委任状16名
審議及び議事内容	平成24年度事業報告及び収支決算報告について 平成24年度会計監査報告について 平成25年度事業計画(案)及び収支予算(案)について 議事録署名人の選任について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成25年5月21日(火) 19時～20時45分
出 席 状 況	11名(理事9名、監事2名)
審 議 及 び 審 議 事 内 容	事業結果報告について 事業経過報告について その他について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成25年6月25日(火) 19時～20時50分
出 席 状 況	11名(理事10名、監事1名)
審 議 及 び 審 議 事 内 容	事業経過報告について その他について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成25年7月24日(水) 19時～21時10分
出 席 状 況	11名(理事9名、監事2名)
審 議 及 び 審 議 事 内 容	里山整備連絡会規約について 郷土料理講習会について 先進地視察研修についての報告 お助け隊設立に関する打ち合わせ会の報告

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成25年8月21日(水) 19時～21時
出 席 状 況	11名(理事9名、監事2名)
審 議 及 び 審 議 事 内 容	お助け隊について 里山整備活動事業費の支払い対象範囲及び支払額について ラジオ体操推進について 郷土料理講習会・伝統野菜講座について 座談会について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成25年10月24日(木) 19時~20時45分
出 席 状 況	12名(理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	ラジオ体操の普及について 下高瀬地区の卓球開催について 吉津里山整備連絡会事業計画(案)及び予算(案)について 大坊市協賛イベント「木のおもちゃをあそぼう」について 平成25年度上半期事業実施報告書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成25年11月27日(火) 19時~20時35分
出 席 状 況	11名(理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 事 内 容	男性クッキング教室について とんざり山の案内板作成について 希少糖講演会について 防災笛の配付について 予讃線開通100周年記念コンサートについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成25年12月25日(水) 19時~20時40分
出 席 状 況	12名(理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	予讃線開通100周年記念コンサートについての報告 大坊市協賛「木のおもちゃをあそぼう」についての報告 緊急用呼子笛の配付についての報告 下高瀬・西浜地区の里山の現状についての報告 米のとぎ汁EM発酵液の三野町小・中学校への配付について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成26年1月22日(水) 19時~21時50分
出 席 状 況	9名(理事7名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	希少糖講演会についての報告 大見地区・下高瀬地区の里山について ノルディックウォーキング初心者体験教室について 米のとぎ汁EM発酵液の三野町小学校・中学校への配付について ズイナの苗 小・中学校卒業生への贈呈について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成26年2月25日(火) 19時～20時45分
出 席 状 況	11名(理事9名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	<p>中学校卒業生へのズイナ贈呈の報告</p> <p>「お助け隊」のユニフォームについて</p> <p>里山整備連絡会3地区の打ち合わせ会について</p> <p>平成26年度事業計画(案)予算(案)について</p> <p>経理規程について</p>

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成26年3月19日(水) 19時～20時50分
出 席 状 況	12名(理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	<p>平成25年度事業報告について</p> <p>平成26年度事業計画(案)について</p> <p>広報誌の発行について</p>

# 決算監査報告書


まちづくり推進隊三野  
理事長 長尾 眷三 様

平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)の事業報告書、  
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理  
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

26 年 4 月 16 日

まちづくり推進隊三野

監事 松岡茂利 

監事 菊岡英明 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成 26 年 4 月 25 日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2

団体の名称 まちづくり推進隊三野

代表者の氏名 理事長 長尾 眷三



# 決算報告書

## 第 2 期

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

まちづくり推進隊三野



香川県三豊市三野町下高瀬568番地2

# 財 産 目 録

まちづくり推進隊三野  
全事業所

[税込] (単位:円)  
平成26年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

5,000

普通 預金

2,890,387

現金・預金 計

2,895,387

流動資産合計

2,895,387

### 【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

98,335

機械及び装置

216,488

有形固定資産 計

314,823

固定資産合計

314,823

資産の部 合計

3,210,210

## 《負債の部》

### 【流動負債】

前受交付金

2,869,694

預り金 (源泉所得税)

25,200

流動負債 計

2,894,894

負債の部 合計

2,894,894

正味財産

315,316

# 貸借対照表

まちづくり推進隊三野  
全事業所

[税込] (単位:円)  
平成26年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		前受交付金	2,869,694
小口 現金	5,000	預り金(源泉所得税)	25,200
普通 預金	2,890,387	流動負債 計	2,894,894
現金・預金 計	2,895,387	負債の部合計	2,894,894
流動資産合計	2,895,387	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
<b>【固定資産】</b>		<b>【正味財産】</b>	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	292,912
構 築 物	98,335	当期正味財産増減額	22,404
機械及び装置	216,488	正味財産 計	315,316
有形固定資産 計	314,823	正味財産の部合計	315,316
固定資産合計	314,823		
資産の部合計	3,210,210	負債・正味財産の部合計	3,210,210



# 損益計算書

まちづくり推進隊三野  
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取補助金 10,619,306

【その他収益】

受取利息 476

経常収益計

10,619,782

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

地域内分権交付金 10,593,306

(その他経費)

その他補助金 26,000

諸謝金 68,324

受取補助金 10,619,306

会議費(事業) 10,808

通信運搬費(事業) 39,380

消耗品費(事業) 1,692,957

食糧費(事業) 12,348

修繕費(事業) 925,921

賃借料(事業) 58,250

保険料(事業) 26,303

研修費 15,944

支払手数料(事業) 12,390

支払助成金 1,000,000

その他経費計 3,862,625

事業費計 3,862,625

3,862,625

【管理費】

(人件費)

給料手当 4,045,706

役員報酬 664,000

役員議事報償費 432,000

法定福利費 643,116

人件費計 5,784,822

(その他経費)

会議費 21,792

旅費交通費 3,710

車両燃料費 35,263

通信運搬費 190,566

消耗品費 271,733

新聞図書費 20,265

減価償却費 78,072

保険料 72,900

業務委託料 255,000

支払手数料 630

その他経費計 949,931

管理費計 6,734,753

6,734,753

経常費用計 10,597,378

10,597,378

当期経常増減額

22,404

# 損益計算書

まちづくり推進隊三野  
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	22,404
経理区分振替額	0
当期正味財産増減額	22,404
前期繰越正味財産額	292,912
次期繰越正味財産額	315,316

全役員名簿

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊三野

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	長尾 眷三	三豊市三野町大見甲5484	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
副理事長	青井 高志	三野町吉津乙844	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
副理事長	井本 由紀子	三野町下高瀬1121番地9	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
理事	小野 紀久子	三野町吉津甲1950番地1	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理事	香川 千寿	三野町大見甲3919番地1	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理事	関子 邦彦	三野町大見甲5658	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理事	関 隆夫	三野町下高瀬2096	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理事	関 博	三野町下高瀬1879	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理事	西川 正明	三野町大見甲5486番地1	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
理事	前田 高次	三野町吉津甲2509番地2	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	無
監事	松岡 茂利	三野町吉津乙2136番地3	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
監事	丸岡 英明	三野町下高瀬540番地1	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日

# まちづくり推進隊三野 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊三野と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市三野町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市三野町外に在住する個人

2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

(2) 第10条の規定により除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市三野町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第11条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上15人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事は、理事会において選任し、総会において承認を得る。

3 監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、後任者が選任されるまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

- (5) 理事選任の承認
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項  
(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他目的達成のために必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。



4 前項の規定にかかわらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

## 第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

## 第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成24年12月15日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 5 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

この写しは、規約の原本と相違ありません。

平成26年4月25日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬568番地2

団体の名称 まちづくり推進隊三野

代表者の氏名 理事長 長尾 眷三

